

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者

行政側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	項番 01	国土交通大臣許可（特-）第 0000000000 号 令和 00 年 00 月 00 日
申請の区分	3 02	（1.新規 4.業種追加 7.般・特新規+更新 2.許可換え新規 5.更新 8.業種追加+更新 3.般・特新規 6.般・特新規+業種追加 9.般・特新規+業種追加+更新） 許可の有効期間の調整 04 （1.する 2.しない）
申請年月日	03	令和 00 年 00 月 00 日

許可を受けようとする建設業	04	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般)
申請時において既に許可を受けている建設業	05		(2. 特定)
商号又は名称のフリガナ	06		
商号又は名称	07		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08		
代表者又は個人の氏名	09		支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード	10		都道府県名 市区町村名
主たる営業所の所在地	11		
郵便番号	12		電話番号
			ファックス番号

法人又は個人の別	13	（1.法人 2.個人）	資本金額又は出資総額 0000000000 (千円)	法人番号 00000000000000000000
兼業の有無	14	（1.有 2.無）	建設業以外に行っている営業の種類	

許可換えの区分	15	（1.大臣許可→知事許可 2.知事許可→大臣許可 3.知事許可→他の知事許可）
旧許可番号	16	大臣コード 知事 国土交通大臣許可（特-）第 0000000000 号 令和 00 年 00 月 00 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
所属等 氏名 電話番号
ファックス番号

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 所 従 た る 営 業 所				

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該工事契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「P

C)、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

{ 申請者 } { 申請者 } の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使
譲受人 } 譲受人 }
{ 合併存続法人 } { 合併存続法人 }
{ 分割承継法人 } { 分割承継法人 }

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

{ 申請者 } 「申請者」 「地方整備局長
譲受人 } 、 譲受人 } 、 北海道開発局長 については不要なものを消すこと
{ 合併存続法人 } 、 { 合併存続法人 }
{ 分割承継法人 } { 分割承継法人 } 知事 」

常勤役員等の略歴書

現住所							
氏名		生年月日			年月日生		
職名							
職歴	期間			従事した職務内容			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	賞罰	年月日			賞罰の内容		
上記のとおり相違ありません。							
令和 年 月 日			氏名				

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 生年月日 年 月 日
住 所 _____

◎【変更前】

氏 名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 2 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 8 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 2 9 生年月日 年 月 日
住 所 _____

◎【変更前】

氏 名 3 0 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 3 1 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
許可番号 2 3 3 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 3 2 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 3 3 生年月日 年 月 日
住 所 _____

◎【変更前】

氏 名 3 4 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所							
氏名		生年月日			年月日生		
職名							
	期間	従事した職務内容					
職歴	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	自 年 月 日 至 年 月 日						
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容				
上記のとおり相違ありません。							
令和 年 月 日				氏名			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所					
氏名		生年月日		年月日生	
職名					
	期間	従事した職務内容			
職	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
歴	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
賞罰	年月日	賞罰の内容			
上記のとおり相違ありません。					
		令和 年 月 日	氏名		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

許可番号 国土交通大臣許可（般特—）第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

許可年月日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	(人)					

実務経験証明書

下記の者は、 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 _____

被証明者との関係 _____

記

技 術 者 の 氏 名	生年月日	使用された間	年 月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称			年 月まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由			合計 満 年 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
 令和 年 月 日

証 明 者 _____

被証明者との関係 _____

記

技 術 者 の 氏 名			生 年 月 日			使用された	年 月 日
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称					期 間	年 月 日	年 月 日
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数		
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由						合計	満 年 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名		生 年 月 日	年 月 日生
役	名 等			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
令和 年 月 日 氏 名				

記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名		生 年 月 日	年 月 日生
営 業 所	名			
職	名			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
令和 年 月 日 氏 名				

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 (出 資 者) 調 書

株主 (出資者) 名	住 所	所有株数又は出資の価額

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

(会社名) _____

資 産 の 部

I 流 動 資 産

千円

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計

II 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

建物・構築物	
減価償却累計額	△
機械・運搬具	
減価償却累計額	△
工具器具・備品	
減価償却累計額	△
土 地	
リース資産	
減価償却累計額	△
建設仮勘定	
その他	
減価償却累計額	△
有形固定資産合計

(2) 無 形 固 定 資 産

特許権
借地権
のれん

リース資産
その他
無形固定資産合計

(3) 投資その他の資産	
投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計
固定資産合計

III 繰延資産	
創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計
資産合計

負債の部

I 流動負債	
支払手形
工事未払金
短期借入金
リース債務
未払金
未払費用
未払法人税等
未成工事受入金
預り金
前受収益
.....引当金
その他
流動負債合計

II 固定負債

社債
長期借入金
リース債務
繰延税金負債
.....引当金
負ののれん
その他
固定負債合計	=====
負債合計	=====

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金
(2) 新株式申込証拠金
(3) 資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金
資本剰余金合計	=====
(4) 利益剰余金
利益準備金
その他利益剰余金
準備金
積立金
繰越利益剰余金
利益剰余金合計	=====
(5) 自己株式	△
(6) 自己株式申込証拠金
株主資本合計	=====

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金
(2) 繰延ヘッジ損益
(3) 土地再評価差額金
評価・換算差額等合計	=====

III 新株予約権

純資産合計	=====
負債純資産合計	=====

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資

金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）

千円

I	売上高		
	完成工事高	
	兼業事業売上高	
II	売上原価		
	完成工事原価	
	兼業事業売上原価	
	売上総利益（売上総損失）		
	完成工事総利益（完成工事総損失）	
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）	
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬	
	従業員給料手当	
	退職金	
	法定福利費	
	福利厚生費	
	修繕維持費	
	事務用品費	
	通信交通費	
	動力用水光熱費	
	調査研究費	
	広告宣伝費	
	貸倒引当金繰入額	
	貸倒損失	
	交際費	
	寄付金	
	地代家賃	
	減価償却費	
	開発費償却	
	租税公課	
	保険料	
	雑費	
	営業利益（営業損失）	
IV	営業外収益		
	受取利息配当金	
	その他	
V	営業外費用		
	支払利息	
	貸倒引当金繰入額	
	貸倒損失	
	その他	
	経常利益（経常損失）	
VI	特別利益		
	前期損益修正益	
	その他	
VII	特別損失		
	前期損益修正損	
	その他	
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
	法人税、住民税及び事業税	
	法人税等調整額	
	当期純利益（当期純損失）	

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

I	材	料	費	
II	労	務	費	
			(うち労務外注費	_____)	
III	外	注	費	
IV	経	費			_____
			(うち人件費	_____)	
			完成工事原価		=====

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）

千円

	株 主 資 本									評価・換算差額等				新株予 約権	純資産合 計	
	資本金	新株式申 込証拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延へ ッジ損 益	土地再 評価差 額金			評価・換 算差額等 合計
			資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金 積立 金	繰越利益 剰余金								
当期首残高										△						
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																△
当期純利益																
自己株式の処分																
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）																
当期変動額合計																
当期末残高										△						

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却

(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7) 株主資本の計数の変動

- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
- ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
- ④ 剰余金の内訳科目間の振替

11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
- (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）_____

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
 - 4-2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬^{ひびょう}の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割 合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4－2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

- 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ

以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との工事契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用

をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゅう}の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せず、に両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち

工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注 8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注 9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公

正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
なお、①から③に掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘 要
			株 式 数	取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	株 式 数	金 額	株 式 数	金 額	株 式 数	取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	
				千 円	千 円		千 円		千 円		千 円	千 円	
計													

社 債	銘 柄	期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		摘 要
		取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額			取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	
		千 円	千 円			千 円	千 円	
計								

其 他 の 有 価 証 券	期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		摘 要
	取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額			取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	
	千 円	千 円			千 円	千 円	
計							

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			—

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

商号又は名称 _____

資産の部

I 流動資産		千円
現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
その他	
貸倒引当金	△ _____	
流動資産合計	
II 固定資産		
建物・構築物	
機械・運搬具	
工具器具・備品	
土地	
建設仮勘定	
破産更生債権等	
その他	
固定資産合計	
資産合計	=====	

負債の部

I 流動負債		
支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
..... 引当金	
その他	
流動負債合計	

II 固定負債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

.....

=====

純資産の部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

.....
.....
△.....

=====

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（商号又は名称）

千円

I	完成工事高			
II	完成工事原価			
	材料費			
	労務費			
	（うち労務外注費 ）			
	外注費			
	経 費			
	完成工事総利益（完成工事総損失）			
III	販売費及び一般管理費			
	従業員給料手当			
	退職金			
	法定福利費			
	福利厚生費			
	維持修繕費			
	事務用品費			
	通信交通費			
	動力用水光熱費			
	広告宣伝費			
	交際費			
	寄付金			
	地代家賃			
	減価償却費			
	租税公課			
	保険料			
	雑 費			
	営業利益（営業損失）			
IV	営業外収益			
	受取利息及び配当金			
	その他			
V	営業外費用			
	支払利息			
	その他			
	事業主利益（事業主損失）			

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
 (例 ○○銀行○○支店)

(登録技術試験の名称)合格証明書

氏名
生年月日

年 月 日

この者は、建設業法施行規則第七条の四第一項の登録技術試験のうち、(登録技術試験の種目)に合格した者であることを証します。

(登録技術試験の名称)の

合格年月日
交付年月日
合格証明書番号

年 月 日
年 月 日
第 号

(登録技術試験実施機関の名称)

印

(登録番号 第 番)

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 建設業法第15条第2号 について変更があつたので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

届出者 _____

大臣コード 許可年月日 許可番号 国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号 令和 年 月 日 法人番号

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 記, 変更後, 変更年月日, 備考

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

Form for inputting details: 商号又は名称のフリガナ, 代表者又は個人の氏名のフリガナ, 主たる営業所の所在地, 郵便番号, 資本金額又は出資総額

連絡先 所属等 氏名 電話番号 ファックス番号

(第二面)

区分 (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更
大臣 知事 コード) 3. 従たる営業所
の新設 4. 従たる営業所
の廃止

許可番号 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号 令和 年 月 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 (1. 一般)
2. 特定)
変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地

郵便番号 - 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般)
2. 特定)
変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地

郵便番号 - 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般)
2. 特定)
変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地

郵便番号 - 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般)
2. 特定)
変更前

届 出 書

下記のとおり、

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (3) 専任の技術者を削除した
- (4) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届 出 者 _____

許 可 番 号

大臣 知事	項 番	コード	国土交通大臣 知事 許可 (一般)	第	号	許可年月日
5	1					令和 年 月 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5	2																		
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
- (3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5	3																		
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5	3																		
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5	3																		
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 譲渡人 _____

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

譲受人 _____

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	項番 3 01	国土交通大臣許可(般-) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日
認可申請年月日	3 5 7 02 令和 年 月 日	

譲渡及び譲受けの年月日 03 令和 年 月 日

譲渡及び譲受けの理由 04

譲渡及び譲受けの価額 05 _____ 円

引き続き使用する許可番号 06 大臣コード 知事 国土交通大臣許可(般-) 第 5 10 号

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 07 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 08 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 09

商号又は名称 10

代表者又は個人の氏名のフリガナ 11

代表者又は個人の氏名 12 支配人の氏名 _____

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 14

郵便番号 15 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

法人又は個人の別 16 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 4 5 10 _____ (千円) 法人番号 13 15 20 25 _____

兼業の有無 17 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 _____

大臣コード 知事 許可年月日 許可番号 18 国土交通大臣許可(般-) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

営業所一覧表

行政庁側記入欄

区 分 項番 3
 8 1 1

大臣 知事 コード

許 可 番 号 項番 3
 8 2 0 0

国土交通大臣 許可 (一般-00) 第 0 0 0 0 0 0 号

許可年月日 令和 0 0 年 0 0 月 0 0 日

(主たる営業所)

主たる営業所の フリガナ
 名 称 _____

営業しようとする建設業 8 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 (1. 一般)
 (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の フリガナ
 名 称 8 4 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

内容
 従たる営業所の 所在地市区町村 8 5 3 5 都道府県名 _____ 市区町村名 _____
 従たる営業所の 所在地 8 6 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40
 郵便番号 8 7 3 5 6 10 15 20 電話番号 _____
 営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 (1. 一般)
 (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の フリガナ
 名 称 8 4 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

内容
 従たる営業所の 所在地市区町村 8 5 3 5 都道府県名 _____ 市区町村名 _____
 従たる営業所の 所在地 8 6 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40
 郵便番号 8 7 3 5 6 10 15 20 電話番号 _____
 営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 (1. 一般)
 (2. 特定)

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

00111

合併認可申請書

(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 _____

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	項番	3	国土交通大臣 知事許可(特-)	5	10	許可年月日	11	13	15				
許可番号	01			第			号	令和		年		月		日
認可申請年月日	02			令和			年			月				日

合併年月日 03 令和 年 月 日

合併の理由 04

合併の価格 05 円

大臣コード
知事

引き続き使用する許可番号 06 国土交通大臣知事許可(特-)第 号

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項>

合併後に営業しようとする建設業 07 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1.一般 2.特定)

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業 08 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 09

商号又は名称 10

代表者の氏名のフリガナ 11

代表者の氏名 12

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 13 都道府県名 市区町村名

合併後の主たる営業所の所在地 14

郵便番号 15 電話番号

ファックス番号 _____

資本金額等 16 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

分割認可申請書

(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 _____

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	項番 01	国土交通大臣許可(一般-) 第 号
認可申請年月日	02	令和 年 月 日

分割年月日 03 令和 年 月 日

分割の理由 04

分割の価格 05 円

大臣コード
知事

引き続き使用する許可番号 06 国土交通大臣許可(一般-) 第 号

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 07 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1.一般 2.特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 08 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 09

商号又は名称 10

代表者の氏名のフリガナ 11

代表者の氏名 12

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13 都道府県名 市区町村名

分割後の主たる営業所の所在地 14

郵便番号 15 電話番号

ファックス番号 _____

資本金額等 16 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者 _____

以下のとおり、国土交通大臣に { 譲渡及び譲受け } の認可の申請を行いましたの
 { 合 併 }
 { 分 割 }
で届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

(3) その他

認可の 申請	申請先の地方整備局等	
	申請を行った日	
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		

記載要領

- 1 「

譲渡及び譲受け	}
合	
分	

併割」については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

相 続 認 可 申 請 書
(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 相続人

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード		国土交通大臣 知事	許可 (一般-) 第		号	許可年月日							
許 可 番 号	項 番	3	0	1		5		11		13		15			
認 可 申 請 年 月 日			0	2											

被 相 続 人 の 死 亡 日

0 3 令和 年 月 日

大臣
知事

コード
 | 国土交通大臣 知事 | 許可 (一般-) 第 | | 号 || 引 続 き 使 用 す る 許 可 番 号 | 3 | 0 | 4 | | 5 | |

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業

0 5

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

(1. 一般)
(2. 特定)

認可申請時において相続人が許可を受けている建設業

0 6

(1. 一般)
(2. 特定)

商号又は名称のフリガナ

0 7

23 25 30 35 40

商号又は名称

0 8

23 25 30 35 40

氏 名 の フ リ ガ ナ

0 9

3 5 10 15 20

氏 名

1 0

支配人の氏名

被相続人との続柄

1 1

相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード

1 2

3 5 都道府県名 市区町村名

相続後の主たる営業所の所在地

1 3

23 25 30 35 40

郵便番号

1 4

3 5 6 10 15 20

ファックス番号

兼業の有無

1 5

(1. 有)
(2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

大臣
知事

コード
 | 国土交通大臣 知事 | 許可 (一般-) 第 | | 号 | 許可年月日 | | | | | | | | || 許 可 番 号 | 3 | 1 | 6 | | 5 | | 11 | | 13 | | 15 | | | | |

営業所一覧表

行政庁側記入欄	
区 分	項番 3 8 1 1
大臣 知事 コード	
許 可 番 号	項番 3 8 2 [] []
国土交通大臣 許可 (一般 - [] []) 第 [] [] [] [] [] [] 号	
許可年月日 令和 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日	

(主たる営業所)

主たる営業所の 名 称	フリガナ _____
営 業 し よ う と す る 建 設 業	<input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 建 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 左 <input type="checkbox"/> と <input type="checkbox"/> 石 <input type="checkbox"/> 屋 <input type="checkbox"/> 電 <input type="checkbox"/> 管 <input type="checkbox"/> タ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> 筋 <input type="checkbox"/> 舗 <input type="checkbox"/> し <input type="checkbox"/> ゆ <input type="checkbox"/> 板 <input type="checkbox"/> ガ <input type="checkbox"/> 塗 <input type="checkbox"/> 防 <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 機 <input type="checkbox"/> 絶 <input type="checkbox"/> 通 <input type="checkbox"/> 園 <input type="checkbox"/> 井 <input type="checkbox"/> 具 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 消 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 解 (1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	フリガナ _____
内 容	<input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 都道府県名 _____ 市区町村名 _____ <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 20 電話番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 建 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 左 <input type="checkbox"/> と <input type="checkbox"/> 石 <input type="checkbox"/> 屋 <input type="checkbox"/> 電 <input type="checkbox"/> 管 <input type="checkbox"/> タ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> 筋 <input type="checkbox"/> 舗 <input type="checkbox"/> し <input type="checkbox"/> ゆ <input type="checkbox"/> 板 <input type="checkbox"/> ガ <input type="checkbox"/> 塗 <input type="checkbox"/> 防 <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 機 <input type="checkbox"/> 絶 <input type="checkbox"/> 通 <input type="checkbox"/> 園 <input type="checkbox"/> 井 <input type="checkbox"/> 具 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 消 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 解 (1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	フリガナ _____
内 容	<input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 都道府県名 _____ 市区町村名 _____ <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 20 電話番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 建 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 左 <input type="checkbox"/> と <input type="checkbox"/> 石 <input type="checkbox"/> 屋 <input type="checkbox"/> 電 <input type="checkbox"/> 管 <input type="checkbox"/> タ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> 筋 <input type="checkbox"/> 舗 <input type="checkbox"/> し <input type="checkbox"/> ゆ <input type="checkbox"/> 板 <input type="checkbox"/> ガ <input type="checkbox"/> 塗 <input type="checkbox"/> 防 <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 機 <input type="checkbox"/> 絶 <input type="checkbox"/> 通 <input type="checkbox"/> 園 <input type="checkbox"/> 井 <input type="checkbox"/> 具 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 消 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 解 (1. 一般) (2. 特定)

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者 _____

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、
相続人
被相続人
に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする 相続人 に関する事項
被相続人

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	
	申請を行った日	
被相続人の死亡日		

記載要領

- 「相続人
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

第 回 あつせん 調 停 調 書 仲 裁	
事 件 の 表 示	令和 年 () 第 号
期 日	令和 年 月 日 午 時 分
紛争処理を行った場所	
担当委員の氏名	
担当指定職員の氏名	
当事者、証人又は鑑定人の出欠	
次 回 期 日	令和 年 月 日 午 時 分
処 理 状 況 の 概 要	

記載要領

- 1 この調書は、紛争処理を行った日ごとに作成すること。
- 2 標題の欄中不要の文字を抹消すること。
- 3 「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、()内に記入する符号は、あつせんにあつては「あ」、調停にあつては「調」、仲裁にあつては「仲」とする。職権あつせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、()内に記入する符号は、職権あつせんにあつては「職あ」、職権調停にあつては「職調」とする。
- 4 「処理状況の概要」の記載の末尾に、担当委員及び担当指定職員が記名押印すること。

		事件の表示	令和	年（ ）	第	号
立 入 検 査 調 書						
期	日	令和 年 月 日 午 時 分				
立 入 検 査 を 行 っ た 場 所						
担 当 委 員 の 氏 名						
担 当 指 定 職 員 の 氏 名						
立 入 検 査 の 目 的 物						
検 査 の 概 況						

記載要領

- 1 この調書は、紛争処理を行った日ごとに作成すること。
- 2 「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、（ ）内に記入する符号は、あっせんにあつては「あ」、調停にあつては「調」、仲裁にあつては「仲」とする。職権あっせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、（ ）内に記入する符号は、職権あっせんにあつては「職あ」、職権調停にあつては「職調」とする。
- 3 「検査の概要」の記載の末尾に、担当委員及び担当指定職員が記名押印すること。

講 習 登 録 申 請 書			
登 録 の 種 類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日
この申請書により、建設業法第26条第5項の登録を申請します。			
年 月 日			
申請者			
国土交通大臣 殿			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —		
講習業務を行う 事務所の所在地	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
講習業務を開始しようとする年月日		月 日	

備考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。

講師に関する事項	
フリガナ 氏名	担当する予定の科目

様式第二十五号の三（第十七条の九関係）

監理技術者講習修了履歴	修了番号:第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

様式第二十五号の四

「電話番号」のカラムには、所属建設業者の電話番号を記載要領 8 に従って記入すること。

10 「監理技術者資格」の欄における「区分」のカラムには、資格者証に記載しようとする監理技術者資格について別表（二）の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には05 と記入すること。

「番号」のカラムには、当該資格が法第27条第1項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば□□□□□□□□12 のように右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類
03	大 工 工 事	15	板 金 工 事	24	さ く 井 工 事
04	左 官 工 事	16	ガ ラ ス 工 事	25	建 具 工 事
05	とび・土工・コンクリート工 事	17	塗 装 工 事	26	水 道 施 設 工 事
06	石 工 事	18	防 水 工 事	27	消 防 施 設 工 事
07	屋 根 工 事	19	内 装 仕 上 工 事	28	清 掃 施 設 工 事
10	タイル・れんが・ブロック工 事	20	機 械 器 具 設 置 工 事	29	解 体 工 事
12	鉄 筋 工 事	21	熱 絶 縁 工 事		
14	し ゆ ん せ つ 工 事	22	電 気 通 信 工 事		

11 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去5年以内の日の属する年の内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内の日の属する年の内に講習を複数回修了している場合にあつては、最新のものの修了番号を記入すること。

[5] 区分 番号 号

[6] 区分 番号 号

[7] 区分 番号 号

[8] 区分 番号 号

[9] 区分 番号 号

[10] 区分 番号 号

9. 監理技術者講習修了履歴（修了履歴がある場合のみ記載）

修了番号 第 - 号 修了年月日 令和 年 月 日

10. 受付番号 受付場所 受付日 令和 年 月 日

様式第二十五号の五（第十七条の三十三関係）

（表面）

53.92ミリメートル以上	氏名	年 月 日生		本籍	
	住所				
53.92ミリメートル以上	写真	初回交付	年 月 日	交付	年 月 日
		交付番号	第		号
		監理技術者資格者証 令和 年 月 日 まで有効			
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者				印
	所属建設業者			許可番号	
有する資格					
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解				
有・無					
		85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下			

（裏面）

監理技術者講習修了履歴	修了番号:第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 磁気ストライプを埋め込むこと。

様式第二十五号の六

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 この申請書の□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合には、1カラム1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 3 「変更届出」の欄は、変更する項目の該当する区分に○を記入すること。
- 4 「既資格者証」の欄は、既に交付を受けている資格者証の交付番号及び有効期限を記入すること。
- 5 「申請者氏名」の欄は、申請者の氏名（変更があつた場合は、変更後の氏名）を記入すること。「フリガナ」のカラムには、申請者の氏名（変更があつた場合は、変更後の氏名）をカタカナで例えば、のように左詰めで記入すること。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓」の欄に旧姓を併記すること。
- 6 「生年月日」の欄における「元号」のカラムには、該当するコードを記入すること。
- 7 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名とその都道府県コード（変更があつた場合は、変更後の都道府県名とその都道府県コード）を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表（三）の分類に従い該当するコードを記入すること。日本国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍とその該当するコードを別表（三）の分類に従い記入すること。
- 8 住所に変更があつた場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表（三）の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―（ハイフン）を用いて、例えばのように左詰めで記入すること。「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれ―（ハイフン）で区切り、例えばのように左詰めで記入すること。
- 9 所属する建設業者を変更した場合は、「所属建設業者」の欄のうち「商号又は名称」「許可番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「商号又は名称」のカラムには、申請者が所属する建設業者の商号又は名称を記入し、法人の種類を表す文字については下表の略号を用いて、例えばのように左詰めで記入すること。

（例
）

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

「許可番号」のカラムには、所属建設業者の許可番号を記入すること。

「大臣・知事コード」のカラムには、所属建設業者が現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い該当するコードを記入すること。

「国土交通大臣
知事」及び「般
特」のカラムについては、不要のものを消すこと。

「電話番号」のカラムには、所属建設業者の電話番号を記載要領8に従って記入すること。

様式第二十五号の六

10 「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなった場合についてのみ記入すること。その際、「区分」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする監理技術者資格について別表（二）の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には05と記入すること。

「番号」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする当該資格が法第27条第1項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば0000000102のように右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類
03	大 工 工 事	15	板 金 工 事	24	さ く 井 工 事
04	左 官 工 事	16	ガ ラ ス 工 事	25	建 具 工 事
05	とび・土工・コンクリート工 事	17	塗 装 工 事	26	水 道 施 設 工 事
06	石 工 事	18	防 水 工 事	27	消 防 施 設 工 事
07	屋 根 工 事	19	内 装 仕 上 工 事	28	清 掃 施 設 工 事
10	タイル・れんが・ブロック工 事	20	機 械 器 具 設 置 工 事	29	解 体 工 事
12	鉄 筋 工 事	21	熱 絶 縁 工 事		
14	し ゆ ん せ つ 工 事	22	電 気 通 信 工 事		

資格者証変更届出書

令和 年 月 日

(国土交通大臣指定資格者証交付機関)

財団法人建設業技術者センター理事長 殿

下記の通り、(1)氏名(2)本籍(3)住所(4)所属建設業者(5)監理技術者資格について、変更があったので届出をします

1. 変更届出

Table with 5 columns labeled (1) through (5) for change details.

2. 既資格者証

Delivery number and validity period fields.

3. 申請者氏名

Applicant name fields includingフリガナ, 氏名, and 旧姓.

4. 生年月日

Birth date fields (元号, 年, 月, 日) and era reference.

5. 本籍

Home address fields (都道府県コード, 都・道・府・県).

6. 住所

Residence address fields (都道府県コード, 郡市区町村名, 郵便番号, 電話番号).

7. 所属建設業者

Employer information fields (商号又は名称, 許可番号, 電話番号).

8. 監理技術者資格

Supervision technician qualification fields (1) through (4) for category and number.

[5] 区分 番号 号

[6] 区分 番号 号

[7] 区分 番号 号

[8] 区分 番号 号

[9] 区分 番号 号

[10] 区分 番号 号

9. 受 付 番 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	受 付 場 所	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	受 付 日 令 和	<input type="text"/> <input type="text"/>	年	<input type="text"/> <input type="text"/>	月	<input type="text"/> <input type="text"/>	日	<input type="text"/> <input type="text"/>
------------	---	---------	--	-----------	---	---	---	---	---	---	---

資格者証再交付申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣

殿

指定資格者証交付機関代表者

(写真)
資格者証用写真
1枚を全面のり
付けする。
縦3.0センチメートル
横2.4センチメートル

1. 既資格者証

交付番号	有効期限
第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	令和 年 月 日

2. 申請者氏名

フリガナ	氏 名	氏 名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
氏 名	<input type="text"/>	

(旧姓)

3. 生年月日

元 号	年	月	日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和)

4. 本 籍

都道府県コード	都・道・府・県
<input type="text"/>	<input type="text"/>

5. 再交付の理由

<input type="text"/>	(1. 忘失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損)
理 由	<input type="text"/>

6. 監理技術者講習修了履歴（修了履歴がある場合のみ記載）

修了番号 第 号 修了年月日 令和 年 月 日

7. 受 付 番 号	<input type="text"/>	受付場所	<input type="text"/>	受 付 日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
------------	----------------------	------	----------------------	-------	---

様式第二十五号の七

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 この申請書の□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合には、1 カラム 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 3 「既資格者証」の欄は、既に交付を受けている資格者証の交付番号及び有効期限を記入すること。
- 4 「申請者氏名」の欄における「フリガナ」のカラムには、申請者の氏名をカタカナで例えばカニミカドセキ□□□のように左詰めで記入すること。その際、濁点及び半濁点は 1 文字として扱うこと。また、資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓」の欄に旧姓を併記すること。
- 5 「生年月日」の欄における「元号」のカラムには、該当するコードを記入すること。
- 6 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名とその都道府県コードを記入すること。
「都道府県コード」のカラムには、別表（三）の分類に従い該当するコードを記入すること。日本国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍とその該当するコードを別表（三）の分類に従い記入すること。
- 7 「再交付の理由」の欄においては、再交付を申請する理由に該当するコードをカラムに記入し、具体的な理由を記すこと。
- 8 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去 5 年以内の日の属する年の内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去 5 年以内の日の属する年の内に講習を複数回修了している場合にあっては、最新のものの修了証番号を記入すること。

(表面)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証
修了証番号 第 号

写真

氏名
(生年月日 年 月 日)

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号
の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

53.92 ミリメートル以上
54.03 ミリメートル以下

30.00 ミリメートル
24.00 ミリメートル

85.47 ミリメートル以上
85.72 ミリメートル以下

(裏面)

備考	

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

(登録経理試験の名称) 合格証明書

氏 名

生年月日 年 月 日

この者は、建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ロの登録経理試験に合格した者であることを証します。

登録経理試験の合格年月日 年 月 日

交 付 年 月 日 年 月 日

合 格 証 明 書 番 号 第 号

(登録経理試験実施機関の名称) 印

(登録番号 第 番)

(登録経理講習の名称) 修了証

氏 名

生年月日 年 月 日

この者は、建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ハの登録経理講習を修了した者であることを証します。

登録経理講習の修了年月日 年 月 日

交 付 年 月 日 年 月 日

修 了 証 番 号 第 号

(登録経理講習実施機関の名称) 印

(登録番号 第 番)

記載要領

- 1 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 2 太枠（備考欄）の枠内には記載しないこと。
- 3 「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記載すること。
- 4 「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」は、不要のものを消すこと。
- 5 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 コード 知事」は、申請時に許可を受けている行政庁について別表(1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記載すること。
- 6 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記載すること。
- 7 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。
- 8 「審査対象事業年度」の欄の「至令和 年 月 日」は審査基準日等を、「自令和 年 月 日」は審査基準日の1年前の日の翌日等を次の表の例により記載すること。
 また、「処理の区分」の①は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 自令和2年4月1日～至令和3年3月31日
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 自令和2年4月1日～至令和3年3月31日
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき 自令和2年4月1日～至令和3年3月31日 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和6年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 自令和2年1月1日～至令和2年12月31日
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

	(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 自令和2年10月1日～至令和3年3月31日
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき 自令和2年10月1日～至令和2年10月1日

また、「処理の区分」の②は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 9 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自令和 年 月 日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記載すること。
- 10 「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自令和 年 月 日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記載すること。
- 11 「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。
- 12 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「2」を、そうでない場合は「1」を記入すること。
- 13 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること。
- 14 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記載すること。

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 15 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること
- 16 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記載すること。
- 17 「主たる営業所の所在地」の欄は、都道府県、市区町村、町名、街区符号及び住居番号等を、「丁

目、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、記載すること。

18 「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、記載すること。

19 「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「1」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）を記載すること。「2」と記入した者は、記載を要しない。

記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「0」を記載すること。

20 「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により記載すること。

ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、記載を省略することができる。

21 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡

	により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

経営状況分析申請書

建設業法第27条の24第2項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

登録経営状況分析機関代表者

令和 年 月 日

殿 申請者

申請年月日	令和 年 月 日
申請時の許可番号	大臣 知事 コード 国土交通大臣 知事 許可 0 (特 一) 第 号 許可 令和 年 月 日
前回の申請時の許可番号	大臣 知事 コード 国土交通大臣 知事 許可 0 (特 一) 第 号 許可 令和 年 月 日
審査基準日	令和 年 月 日
審査対象事業年度	期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日 処理の区分 ① ②
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日 処理の区分 ① ②
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日 処理の区分 ① ②
法人又は個人の別	___ (1.法人 2.個人)
前回の申請の有無	___ (1.有 2.無)
単独決算又は連結決算の別	___ (1.単独決算 2.連結決算)
商号又は名称のフリガナ	
商号又は名称	
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	
代表者又は個人の氏名	
主たる営業所の所在地	
主たる営業所の電話番号	
当期減価償却実施額	(千円)
前期減価償却実施額	(千円)
(備考欄)	

連絡先

所属等

氏名

電話番号

ファックス番号

様式第二十五号の九

- 1 建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）に係る売上原価について記載すること。
- 2 二以上の兼業事業を営む場合はそれぞれの該当項目に合算して記載すること。
- 3 「（当期製品製造原価の内訳）」は、当期製品製造原価がある場合記載すること。
- 4 「兼業事業売上原価」は損益計算書の兼業事業売上原価に一致すること。
- 5 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円以上の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

兼業事業売上原価報告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

兼業事業売上原価

期首商品(製品)たな卸高
当期商品仕入高
当期製品製造原価
合 計	=====
期末商品(製品)たな卸高	△
兼業事業売上原価	=====

(当期製品製造原価の内訳)

材料費
労務費
経 費
(うち外注加工費)	(.....
小計(当期総製造費用)
期首仕掛品たな卸高
計	=====
期末仕掛品たな卸高	△
当期製品製造原価	=====

経営状況分析結果通知書

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日 令和 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者 _____ 印

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許 可 番 号 一 号
審 査 基 準 日 令 和 年 月 日
電 話 番 号 一 一
処 理 の 区 分

項 番 5 10
7 1 0 1 資 本 金 _____ (千円)

7 1 0 1 売 上 高 に 占 め る
完 成 工 事 高 の 割 合 _____ %

7 1 0 2 単 独 決 算 又 は
連 結 決 算 の 別 _____ [1.単独決算、2.連結決算]

経営状況分析

7 1 0 3 純 支 払 利 息 比 率

数 値
5 10

自己資本対固定資産比率

数 値
13 15 20

7 1 0 4 負 債 回 転 期 間

5 10

自 己 資 本 比 率

13 15 20

7 1 0 5 総 資 本 売 上 総 利 益 率

5 10

営 業 キ ャ ッ シ ュ フ ロ ー

13 15 20

7 1 0 6 売 上 高 経 常 利 益 率

5 10

利 益 剰 余 金

13 15 20

経営状況点数 (A) =

7 1 0 7 経営状況分析結果 (Y) =

5 5

7 1 0 8 固 定 資 産

金 額 (千円)
5 10 15

17 20
売 上 高

金 額 (千円)
17 20 25

7 1 0 9 流 動 負 債

5 10 15

17 20 25
売 上 総 利 益

17 20 25

7 1 1 0 固 定 負 債

5 10 15

17 20 25
受 取 利 息 配 当 金

17 20 25

7 1 1 1 利 益 剰 余 金

5 10 15

17 20 25
支 払 利 息

17 20 25

7 1 1 2 自 己 資 本

5 10 15

17 20 25
経 常 (事 業 主) 利 益

17 20 25

7 1 1 3 総 資 本 (当 期)

5 10 15

17 20 25
営 業 キ ャ ッ シ ュ フ ロ ー
(当 期)

17 20 25

7 1 1 4 総 資 本 (前 期)

5 10 15

17 20 25
営 業 キ ャ ッ シ ュ フ ロ ー
(前 期)

17 20 25

様式第二十五号の十四

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長、北海道開発局長、国土交通大臣及び一般特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、02年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 07「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

様式第二十五号の十四

用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば または のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば または のように1文字として扱うこと。
- 14 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば のように記入すること。
- 17 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば のように記入すること。
- 18 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十四

- 22 19 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 20 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば000001のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者

Administrative side entry table with fields for application date, request date, and code number.

Main application form with numbered fields (01-16) for applicant details, capital, and business type.

様式第二十五号の十四別紙一

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

（例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年01月 ～ 至令和02年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和00年00月

- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事

様式第二十五号の十四別紙一

090	管	工	事	190	内	装	仕	上	工	事
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---

- 5

3	3
---	---

 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6

3	4
---	---

 「合計」の欄は、完成工事高においては、

3	2
---	---

 及び

3	3
---	---

 に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば

1	2	3	4	0
---	---	---	---	---

、

0	0
---	---

のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

様式第二十五号の十四別紙二

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 15 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 16 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開

発費の額を記入すること。

- 17 **5** **6** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車（以下単に「大型自動車」という。）のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があつた場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。
- 18 **5** **7** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5** **8** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 20 **5** **9** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 21 **6** **0** 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 22 **6** **1** 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 23 **6** **2** 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

許可 ー 号
令和 年 月 日
審査基準日

電話 番号
資 本 金 額
完成工事高/売上高 (%)
行政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

令和 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高		技術職員数				
					年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式										
	プレストレストコンクリート構造物										
	建築一式										
	大工										
	左官										
	とび・土工・コンクリート										
	法面処理										
	石										
	屋根										
	電気										
	管										
	タイル・れんが・ブロック										
	鋼構造物										
	鋼橋上										
	鉄筋										
	舗装										
	しゅんせつ										
	板金										
	ガラ										
	塗装										
	防水										
	内装仕上										
	機械器具設置										
	熱絶縁										
	電気通信										
	造園										
	さく井										
	建具										
	水道施設										
	消防施設										
	清掃施設										
	解その他										

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評 点		(Y)	
総資本(当期)		高業イイフユエノ(三)					
総資本(前期)		高業イイフユエノ(前)					

[金額単位：千円]

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額 X		
利益額		
評 点		(X ₂)

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは正業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営業年数	年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数	台	
建設機械の保有状況		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		
C P D 単位取得数	単位	
技術者数	人	
レベル向上者数	人	
技能者数	人	
控除対象者数	人	
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況		
評 点		(W)

<h2 style="margin: 0;">登録経営状況分析機関登録申請書</h2>			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日
この申請書により、建設業法第27条の24第1項の登録を申請します。 年 月 日 申請者 国土交通大臣 殿			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
経営状況分析の業務を行う 事務所の所在地	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
経営状況分析の業務を開始しようとする年月日		年 月 日	

備考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 知事」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者名」の欄は経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を記載すること。
- 3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日（別記様式第 25 号の 11 の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。
- 4 「該当項目」の欄は、第 21 条の 6 第 4 号の報告基準に該当した勘定科目等を記載すること。
- 5 「確認書類」の欄は、第 21 条の 6 第 2 号の規定に基づいて記載内容を確認した書類を記載すること。
- 6 「確認結果等」の欄は、第 21 条の 6 第 2 号の規定に基づいて記載内容を確認した結果等について、以下を参考に記載すること。
(例 1) 税務申告書類に添付した決算書と照合した結果、真正。
(例 2) 有利子負債を期末に返済。
- 7 申請者ごとに区分して記載すること。

経営状況分析結果報告書
建設業法施行規則第21条の9第1項の規定により、経営状況分析の結果を報告します。

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関名

登録番号

国土交通大臣 殿

Table with 2 columns: 結果通知日 (Date of notification of results) and 申請者名 (Applicant name). Includes fields for review date, applicant name, and special items.

Table with 2 columns: 経営状況 (Business Status) and 点数 (Points). Lists various financial ratios such as interest rate, profit margin, and asset-liability ratio.

Main financial statement table with columns for '勘定科目等' (Accounting Items) and '審査対象事業年度の' (Business Year for Audit). Rows include items like '受取手収入' (Revenue), '材料貯蔵' (Inventory), '延税' (Deferred taxes), and '固定資産' (Fixed assets).

「勘定科目等」の欄に記載した内容が建設業法施行規則第21条の6第2号の確認基準に該当する場合におけるその内容確認の結果については別紙による。

記載要領

- 1 「結果通知日」の欄は、申請者に対して経営状況分析の結果を通知した日を記載すること。
- 2 「申請者名」の欄は、経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を記載すること。
- 3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日（別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。
- 4 「法人又は個人の別」の欄は、別記様式第25号の11の「法人又は個人の別」の欄に応じて、「法人」又は「個人」と記載すること。
- 5 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、経営状況分析に用いた財務諸表に応じて、「単独決算」又は「連結決算」と記載すること。
- 6 「特記事項」の欄は、別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合には、「合併時経審」等、その旨を記載すること。
- 7 「経営状況」の欄は、申請者に対して通知した経営状況分析の結果に係る数値を記載すること。
- 8 「勘定科目等」の欄は、審査対象事業年度、審査対象事業年度の前審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前々審査対象事業年度について、経営状況分析の結果の算出に用いた勘定科目等に係る金額のうち、左欄に掲げる項目に係るものを記載すること。ただし、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「連結決算」と記載した場合は、項目にアスタリスクを表示しているものについてのみ記載すること。

記載要領

- 1 「申請者名」の欄は経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を記載すること。
- 2 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日（別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。
- 3 「疑義項目」の欄は、第21条の6第2号の確認基準に該当した勘定科目等を記載すること。
- 4 「確認書類」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した書類を記載すること。
- 5 「確認結果等」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した結果等について、以下を参考に記載すること。
 - (例1) 税務申告書類に添付した決算書と照合した結果、真正。
 - (例2) 有利子負債を期末に返済。
- 6 「報告先」の欄は、第21条の6第4号の規定に基づいて国土交通大臣又は都道府県知事に報告を行つた場合における地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県の名称を記載すること。
- 7 申請者ごとに区分して記載すること。

建設業者監督処分簿

商号又は名称		代表者氏名	
主たる営業所の所在地			
許可番号	国土交通大臣 知事（般特）第	号	許可を受けている建設業の種類

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和	年	月	日	処分を行った者	
根拠法令						該当
処分の内容						
処分の原因となった事実						
その他参考となる事項						

様式第二十七号(第二十四条関係)

第	建設業法第三十一条第二項において準用する同法第二十六条の二十一
号	第二項の規定による立入検査証
令和	
年	
月	
日	
交付	
	国土交通大臣
	、地方整備局
	長、北海道開
	発局長又は都
	道府県知事印
所属部局課名	
身分及び職名	
氏名	
生	
年	
月	
日	

建設業法摘要

第二十六条の二十一

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

様式第二十八号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	国土交通大臣 許可()第号	許可年月日
		国土交通大臣 許可()第号	
		国土交通大臣 許可()第号	
		国土交通大臣 許可()第号	
~~~~~			
		国土交通大臣 許可( )第号	
		国土交通大臣 許可( )第号	
		国土交通大臣 許可( )第号	
この店舗で営業している建設業			

35  
cm  
以上

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣 知事」については不要のものを消すこと。

様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工場の現場に掲げる場合

25 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可( )第	号
	許可年月日			
35cm以上				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」し、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、の者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工場の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。  
「国土交通大臣  
知事」については不要のものを消すこと。

様式第三十号(第二十九条関係)

第	建設業法第四十一条の二第五項において準用する同法第二十六条の
号	第二十一第二項の規定による立入検査証
令和	
年	
月	
日	
交付	
	国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長又は都
	道府県知事印
所属部局課名	
身分及び職名	
生氏	
年	
月	
日	
名	

建設業法摘要

第二十六条の二十一

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十一条の二

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(別 表) (一)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

(別表)(二)

コード	資格区分
01	法第7条第2号イ該当
02	法第7条第2号ロ該当
03	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
04	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)

建設業法	11	一級建設機械施工技士		
	1A	"	(附則第4条該当)	
	12	二級	"	(第1種～第6種)
	1B	"	"	(第1種～第6種)(附則第4条該当)
	13	一級土木施工管理技士		
	1C	"	"	(附則第4条該当)
	14	二級	"	(土木)
	1D	"	"	(土木)(附則第4条該当)
	15	"	"	(鋼構造物塗装)
	16	"	"	(薬液注入)
	1E	"	"	(薬液注入)(附則第4条該当)
	20	一級建築施工管理技士		
	2A	"	"	(附則第4条該当)
	21	二級	"	(建築)
	22	"	"	(躯体)
	2B	"	"	(躯体)(附則第4条該当)
	23	"	"	(仕上げ)
	27	一級電気工事施工管理技士		
	28	二級	"	
	29	一級管工事施工管理技士		
30	二級	"		
31	一級電気通信工事施工管理技士			
32	二級	"		
33	一級造園施工管理技士			
34	二級	"		

建築士法	37	一級建築士	
	38	二級	"
	39	木造	"

技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)	
	4A	"	(附則第4条該当)
	42	建設「鋼構造及びびコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びびコンクリート」)	
	4B	"	(附則第4条該当)
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	4C	"	(附則第4条該当)
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)	
	45	機械・総合技術監理(機械)	
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	4D	"	(附則第4条該当)
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
	5A	"	(附則第4条該当)
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)		
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		

電気工事士法 電気事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種	"
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年

電気通信事業法	59	電気通信主任技術者	5年
---------	----	-----------	----

水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
-----	----	-------------	----

消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種	"

職業能力開発促進法

71	建築大工(1級)	
	" (2級)	3年
64	型枠施工(1級)	
	" (2級)	3年
6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
	" (2級)(附則第4条該当)	3年
72	左官(1級)	
	" (2級)	3年
57	とび・とび工(1級)	
	" (2級)	3年
5B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
	" (2級)(附則第4条該当)	3年
73	コンクリート圧送施工(1級)	
	" (2級)	3年
7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
	" (2級)(附則第4条該当)	3年
66	ウェルポイント施工(1級)	
	" (2級)	3年
6C	ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
	" (2級)(附則第4条該当)	3年
74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
	" " (2級)	3年
75	給排水衛生設備配管(1級)	
	" (2級)	3年
76	配管・配管工(1級)	
	" " (2級)	3年
70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
	" (2級)	3年
77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
	" " (2級)	3年
78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
	" " (2級)	3年
79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
	" " (2級)	3年
80	石工・石材施工・石積み(1級)	
	" " " (2級)	3年
81	鉄工・製罐(1級)	
	" " (2級)	3年
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
	" " (2級)	3年
83	工場板金(1級)	
	" (2級)	3年
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
	" " " (2級)	3年
85	板金・板金工・打出し板金(1級)	
	" " " (2級)	3年
86	かわらぶき・スレート施工(1級)	
	" " (2級)	3年
87	ガラス施工(1級)	
	" (2級)	3年
88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
	" " " (2級)	3年
89	建築塗装・建築塗装工(1級)	
	" " (2級)	3年
90	金属塗装・金属塗装工(1級)	
	" " (2級)	3年
91	噴霧塗装(1級)	
	" (2級)	3年
67	路面標示施工	
92	畳製作・畳工(1級)	
	" " (2級)	3年
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
	" " " " " " " (2級)	3年
94	熱絶縁施工(1級)	
	" (2級)	3年
95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
	" " " " " (2級)	3年
96	造園(1級)	
	" (2級)	3年
97	防水施工(1級)	
	" (2級)	3年
98	さく井(1級)	
	" (2級)	3年
61	地すべり防止工事	1年
6A	" (附則第4条該当)	1年
40	基礎ぐい工事	
62	建築設備士	1年
63	計装	1年
60	解体工事	
36	基幹技能者	
99	その他	



備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

(別表) (三)

00	北海道	12	東京都	24	滋賀県	36	香川県
01	青森県	13	神奈川県	25	京都府	37	愛媛県
02	岩手県	14	新潟県	26	大阪府	38	高知県
03	宮城県	15	富山県	27	兵庫県	39	福岡県
04	秋田県	16	石川県	28	奈良県	40	佐賀県
05	山形県	17	福井県	29	和歌山県	41	長崎県
06	福島県	18	山梨県	30	鳥取県	42	熊本県
07	茨城県	19	長野県	31	島根県	43	大分県
08	栃木県	20	岐阜県	32	岡山県	44	宮崎県
09	群馬県	21	静岡県	33	広島県	45	鹿児島県
10	埼玉県	22	愛知県	34	山口県	46	沖縄県
11	千葉県	23	三重県	35	徳島県	47	その他

## (別表)(四)

コード	資格区分	
001	法第7条第2号イ該当	
002	法第7条第2号ロ該当	
003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	
004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)	
建設業法	111	一級建設機械施工技士
	11A	“(附則第4条該当)
	212	二級“(第1種～第6種)
	21B	“(第1種～第6種)(附則第4条該当)
	113	一級土木施工管理技士
	11C	“(附則第4条該当)
	214	二級“(土木)
	21D	“(土木)(附則第4条該当)
	215	“(鋼構造物塗装)
	216	“(薬液注入)
	21E	“(薬液注入)(附則第4条該当)
	120	一級建築施工管理技士
	12A	“(附則第4条該当)
	221	二級“(建築)
	222	“(躯体)
	22B	“(躯体)(附則第4条該当)
	223	“(仕上げ)
	127	一級電気工事施工管理技士
	228	二級“( )
	129	一級管工事施工管理技士
	230	二級“( )
	131	一級電気通信工事施工管理技士
	232	二級“( )
	133	一級造園施工管理技士
234	二級“( )	
建築士法	137	一級建築士
	238	二級“( )
	239	木造“( )
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)
	14A	“(附則第4条該当)
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)
	14B	“(附則第4条該当)
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)
	14C	“(附則第4条該当)
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)
	145	機械・総合技術監理(機械)
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)
	14D	“(附則第4条該当)
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)
	15A	“(附則第4条該当)
152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	
電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士
	256	第二種“( )
	258	電気主任技術者(第1種～第3種)
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者
水道法	265	給水装置工事主任技術者
消防法	168	甲種消防設備士
	169	乙種“( )

3年

5年

5年

1年

## 職業能力開発促進法

171	建築大工(1級)	
271	" (2級)	3年
164	型枠施工(1級)	
264	" (2級)	3年
16B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
26B	" (2級)(附則第4条該当)	3年
172	左官(1級)	
272	" (2級)	3年
157	とび・とび工(1級)	
257	" (2級)	3年
15B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
25B	" (2級)(附則第4条該当)	3年
173	コンクリート圧送施工(1級)	
273	" (2級)	3年
17A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
27A	" (2級)(附則第4条該当)	3年
166	ウェルポイント施工(1級)	
266	" (2級)	3年
16C	ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
26C	" (2級)(附則第4条該当)	3年
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
274	" " (2級)	3年
175	給排水衛生設備配管(1級)	
275	" (2級)	3年
176	配管・配管工(1級)	
276	" " (2級)	3年
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
270	" (2級)	3年
177	タイル張り・タイル張り工(1級)	
277	" " (2級)	3年
178	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
278	" " (2級)	3年
179	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
279	" " (2級)	3年
180	石工・石材施工・石積み(1級)	
280	" " (2級)	3年
181	鉄工・製罐(1級)	
281	" " (2級)	3年
182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
282	" " (2級)	3年
183	工場板金(1級)	
283	" (2級)	3年
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
284	" " " (2級)	3年
185	板金・板金工・打出し板金(1級)	
285	" " " (2級)	3年
186	かわらぶき・スレート施工(1級)	
286	" " (2級)	3年
187	ガラス施工(1級)	
287	" (2級)	3年
188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
288	" " " (2級)	3年
189	建築塗装・建築塗装工(1級)	
289	" " (2級)	3年
190	金属塗装・金属塗装工(1級)	
290	" " (2級)	3年
191	噴霧塗装(1級)	
291	" (2級)	3年
167	路面標示施工	
192	畳製作・畳工(1級)	
292	" " (2級)	3年
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
293	" " " " " " " (2級)	3年
194	熱絶縁施工(1級)	
294	" (2級)	3年
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
295	" " " " " (2級)	3年
196	造園(1級)	
296	" (2級)	3年
197	防水施工(1級)	
297	" (2級)	3年
198	さく井(1級)	
298	" (2級)	3年

061	地すべり防止工事	1年
06A	〃 (附則第4条該当)	1年
040	基礎ぐい工事	
062	建築設備士	1年
063	計装	1年
060	解体工事	
064	基幹技能者	
099	その他	

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

コード	資格区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
429	解体工事業 //

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工工事業 //
506	石工事業 //
507	屋根工事業 //
508	電気工事業 //
509	管工事業 //
510	タイル・れんが・ブロック工事業 //
511	鋼構造物工事業 //
512	鉄筋工事業 //
513	舗装工事業 //
514	しゅんせつ工事業 //
515	板金工事業 //
516	ガラス工事業 //
517	塗装工事業 //
518	防水工事業 //
519	内装仕上工事業 //
520	機械器具設置工事業 //
521	熱絶縁工事業 //
522	電気通信工事業 //
523	造園工事業 //
524	さく井工事業 //
525	建具工事業 //
526	水道施設工事業 //
527	消防施設工事業 //
528	清掃施設工事業 //
529	解体工事業 //

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	-----------------------------------------------

備考

1級技術者…法第15条第2号イに該当する者  
 2級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者  
 その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者  
 登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を修了した者